

神戸聯合會規約（草案）

第一章 總 則

第一條 本會を日本労働總同盟神戸聯合會と稱し本部を神戸市内に置く

第二條 本會は神戸市内及其附近に於ける日本労働總同盟に加盟する労働組合を以て組織す

第二章 目的及事業

第三條 本會は日本労働總同盟の利益並に主張の貫徹を期し加盟組合の連絡統一を圖るを以て目的とす

第四條 本會は前條の目的を達せんが爲め左の各事を適き事業を行ふ

- 一 争議部
 - 二 教育及宣傳部
 - 三 調査及法律部
 - 四 職業紹介部
 - 五 政治及國際部
 - 六 財政及共済部
- 但各部事業細則は別に之を定む